

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年1月26日
【事業年度】	第9期(自平成19年5月1日至平成20年4月30日)
【会社名】	株式会社ザッパラス
【英訳名】	ZAPPALLAS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 杉山 全功
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03(5475)7133(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理本部長 山崎 浩史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03(5475)7133(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理本部長 山崎 浩史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年7月31日をもって提出いたしました第9期事業年度（自平成19年5月1日至平成20年4月30日）有価証券報告書の記載事項の一部について訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社では、株主への利益還元につきましてはもっとも重要な課題と認識しており、企業体質の強化と積極的な事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。具体的には個別当期純利益の30%を配当性向の目処とし、内部留保の充実及び事業投資並びに各期の経営成績等を総合的に勘案し、積極的に検討していきたいと考えております。

当社では、期末および中間の年2回において、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

<以下省略>

（訂正後）

当社では、株主への利益還元につきましてはもっとも重要な課題と認識しており、企業体質の強化と積極的な事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。具体的には個別当期純利益の30%を配当性向の目処とし、内部留保の充実及び事業投資並びに各期の経営成績等を総合的に勘案し、積極的に検討していきたいと考えております。

当社では、期末の年1回において、剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年10月31日を基準日として会社法454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

<以下省略>